

東京都オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業実施要綱

令和2年4月27日 福保医政第101号

(目的)

第1 この事業は、かかりつけ医等によるオンライン医療相談、オンライン受診勧奨及びオンライン診療（以下「オンライン医療相談・診療等」という。）を推進するため、医療機関が実施する環境整備を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、東京都内において、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

(事業内容)

第3 オンライン医療相談・診療等を行うための専用の情報通信機器等の初期経費を支援する。

(その他)

第4 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。